

2015年3月27日

消費者庁長官
板東久美子様

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代

栄養成分表示にトランス脂肪酸を義務表示として加えて下さい

政府は4月1日から新しい食品表示基準に基づく栄養成分表示を施行すると公表しました。しかし私たち消費者が求めている「トランス脂肪酸」は事業者の「任意表示」とされ、義務表示でないことは極めて遺憾です。

トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高め、肥満の発症を誘発し、アレルギー疾患の増加や胎児の体重減少、流産、死産を生じさせる可能性、さらに母乳を通じた乳児への移行が指摘されています。そのためWHOは勧告を出し、さらなる規制強化を示唆しており、また世界各国で食品含有量表示の義務化や流通規制が広がっています。昨年11月にはアメリカがトランス脂肪酸を含む硬化油を食品添加物から外す決定をするなど規制は強化されています。

このようななか、日本の食品メーカーも海外向けの商品にはトランス脂肪酸の含有量を表示していますが、国内向けの同製品には表示をしていません。このような状態を放置しておくべきではありません。

日本では、多くの消費者が、トランス脂肪酸が健康にどのような害があるか知らされていません。また摂取しないよう気をつけたくとも、表示がなければ避けられないのが現状です。外食や中食、冷凍加工食品などへの依存度も高まり、食生活の欧米化が急速に進むなか、トランス脂肪酸の危険にさらされる心配は広がっています。日本でも消費者団体のほか、日本動脈硬化学会や小児科学会など医学会から、トランス脂肪酸の表示義務化を求める声が上がっています。私ども新日本婦人の会でも、別添（資料1、2）のような切実な声が届いています。

消費者基本計画では、消費者庁が食の安全・安心の確保について「消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組む」と明記されています。女性や子どもたちをはじめ国民の健康を守るために、以下強く要請いたします。

記

1、食品の栄養成分表示に「トランス脂肪酸」を義務表示として加えてください。

1、「トランス脂肪酸」が人の健康にどのような危険性があるかを国民に広く周知してください。